

はじめに

本書は、医療法人制度について体系的に整理した解説書です。

昭和 25 年に医療法に基づいて創設された医療法人制度は、時代の変化に合わせた改正が幾度となく繰り返されました。特に平成 18 年の医療法改正では医療法人の業務の拡大、医療法人の非営利性の徹底、社会医療法人制度の創設が行われ、平成 27 年の改正では役員の責任の明確化、外部監査の導入、地域医療連携推進法人の認定制度の創設が行われるなど大規模な改革が行われました。

このような医療法人制度の改革の目指すところは、医療法人の提供する医療の質の向上、運営の透明性の確保とともに、今後厳しくなると予想される医療法人の運営基盤の強化、安定的、継続的に医療サービスを提供できる組織作りの実現にあると考えられます。

したがって、行政機関のみならず、民間の医療関係者においても、医療法をはじめとした最新の法令に通じていることがとても重要になります。

ところが、わが国には、医療法人制度に関係した医療法や関係法令を体系的に整理した書籍がほとんど存在せず、医療関係者からのそうした体系書に対する要望が関係各所に多く寄せられていました。

本書は、かつて旧厚生省の協力の下「医療法人制度の解説」を出版された実績のある株式会社日本法令からのご依頼により、医療分野の法律業務を主に取り扱う筆者が最新の医療法、関係法令を整理し、解説を加えた書籍です。

平成 29 年に「新 医療法人制度の解説」初版本を発行以来、行政機関をはじめとした多くの医療機関から高評価をいただき、このたび、在庫が尽きてしまったこともあり、最近の法令の追加を加えて本書を改訂することといたしました。

本書の特徴は、①医療法人制度に関する主たる法令（厚生労働省通

知・疑義照会を含む)をまとめて掲載していること、②医療法に関しては条文ごとに丁寧に解説するとともに、速やかな理解が困難な読替え条文に関しては筆者が法文の文言を一部修正することで読者の理解がより早く進むように配慮していること、③前段に総論 Q&A を設けて医療法人制度の概要を俯瞰できるように工夫していること、です。

本書に掲載している医療法及び関係法令は、令和3年10月1日現在のものによっています。条文の文言については、横書きの形式に対応して、数字は必要に応じて算用数字に改めています。

また、本書に掲載している読替え条文は、読者の法文の理解の助けとなるように筆者が法文の文言を一部変更したものです。医療法や政省令等の条文で読替え文言が規定されているものを反映していますが、読者の読みやすさを考慮して、筆者において法文の文意に合わせて元の条文の文言を変更している部分もありますので、ご注意ください。

なお、本書第3部に掲載している厚生労働省通知・疑義照会は、令和3年10月1日現在で発出されている通知・疑義照会のうち主なものを掲載しており、過去に発出されたすべての通知・疑義照会を網羅的に掲載しているものではありません。

本書の活用により今後の医療法人の適正な運営、監督官庁の認可、指導等の実務の一助となれば幸いに存じます。

本書の刊行に際しては、株式会社日本法令出版部の皆様に大変お世話になりました。この場をもって厚く御礼申し上げます。

令和3年11月

弁護士・税理士 表 宏機
弁護士 原田謙司

目 次

第1部 医療法人制度の概要

Q 1 医療法人の種類（法第 39 条）	2
Q 2 医療法人と医療機関の開設者（法第 39 条）	3
Q 3 医療法人の業務（法第 39 条、第 42 条）	4
Q 4 社会医療法人・特定医療法人（法第 42 条の 2、租税特別措置 法第 67 条の 2）	5
Q 5 同族制限にいう親族の範囲（法第 42 条の 2、民法第 725 条）	6
Q 6 医療法人の設立手続（法第 44 条）	7
Q 7 定款・寄附行為（法第 44 条）	8
Q 8 社団医療法人の機関（法第 46 条の 2）	9
Q 9 社団医療法人における社員（法第 46 条の 2）	10
Q10 財団医療法人における評議員（法第 46 条の 2）	11
Q11 社団医療法人における社員と理事（法第 46 条の 2、第 46 条の 6）	12
Q12 財団医療法人における評議員と理事（法第 46 条の 2）	13
Q13 社員総会と理事会の招集手続（法第 46 条の 3 の 2、第 46 条の 7 の 2）	14

Q14 社員総会招集通知記載事項（法第 46 条の 3 の 2 第 5 項、 第 51 条、第 51 条の 2）	15
Q15 社員総会・理事会の議決要件（法第 46 条の 3 の 3 等、 第 46 条の 7 の 2）	16
Q16 社員総会・理事会の議決要件（具体例）（法第 46 条の 3 の 3 等、第 46 条の 7 の 2）	17
Q17 社員総会・評議員会の議事録（法第 46 条の 3 の 6）	18
Q18 社員・評議員・理事・監事の資格要件（法第 46 条の 4、 46 条の 5）	19
Q19 社員・評議員・理事・監事の兼任禁止（法第 46 条の 4 第 3 項、 第 46 条の 5 第 8 項）	20
Q20 評議員会と理事会の招集手続（法第 46 条の 4 の 3、第 46 条の 7 の 2）	21
Q21 理事長と理事会の権限（法第 46 条の 6 の 2、第 46 条の 7）	22
Q22 理事の義務（法第 46 条の 6 の 4）	23
Q23 理事の報酬（法第 46 条の 6 の 4）	24
Q24 理事会の議事録（法第 46 条の 7 の 2）	25
Q25 監事の職務（法第 46 条の 8）	26
Q26 役員の損害賠償責任（法第 47 条）	27
Q27 役員の損害賠償責任の免除（法第 47 条の 2）	28
Q28 責任追及の訴え（法第 49 条の 2）	29
Q29 役員等の解任の訴え（法第 49 条の 3）	30

Q30	会計原則、新しい会計基準（法第 50 条）	31
Q31	決算・予算の承認手続（法第 51 条、第 52 条）	32
Q32	備置義務の対象となる書面（法第 51 条）	33
Q33	関係事業者との取引の状況に関する報告書（法第 51 条）	34
Q34	外部監査（法第 51 条）	35
Q35	社会医療法人債・医療機関債（法第 54 条の 2）	36
Q36	定款・寄附行為の変更（法第 54 条の 9）	37
Q37	医療法人の解散・清算（法第 55 条）	38
Q38	医療法人の合併（法第 57 条）	39
Q39	異なる種類の医療法人の合併	40
Q40	医療法人の分割（法第 60 条、第 61 条）	41
Q41	医療法人の監督（法第 63 条、第 64 条、第 65 条）	42
Q42	地域医療連携推進法人（法第 70 条）	43
Q43	地域医療連携推進法人の設立手続（法第 70 条）	44
Q44	地域医療連携推進法人の認定基準（法第 70 条の 3）	45
Q45	持分の定めのある医療法人	46
Q46	持分の定めのない医療法人	47
Q47	出資額限度法人・基金拠出型医療法人	48

第2部 医療法の解説

※詳細目次は目次の20～45ページ参照

1 医療法人（医療法第6章）51

第1節 通 則.....52

法第39条52

法第40条55

法第40条の256

法第41条57

法第42条60

法第42条の262

法第42条の377

法第43条90

第2節 設 立..... 139

法第44条 139

法第45条 148

法第46条 149

第3節 機 関..... 151

第1款 機関の設置 151

法第46条の2 151

第 2 款 社員総会	157
法第 46 条の 3	157
法第 46 条の 3 の 2	159
法第 46 条の 3 の 3	167
法第 46 条の 3 の 4	173
法第 46 条の 3 の 5	177
法第 46 条の 3 の 6	179
第 3 款 評議員及び評議員会	185
法第 46 条の 4	185
法第 46 条の 4 の 2	192
法第 46 条の 4 の 3	194
法第 46 条の 4 の 4	202
法第 46 条の 4 の 5	207
法第 46 条の 4 の 6	208
法第 46 条の 4 の 7	209
第 4 款 役員の選任及び解任	215
法第 46 条の 5	215
法第 46 条の 5 の 2	224
法第 46 条の 5 の 3	228
法第 46 条の 5 の 4	231
第 5 款 理 事	234
法第 46 条の 6	234
法第 46 条の 6 の 2	237

法第 46 条の 6 の 3	240
法第 46 条の 6 の 4	241
第 6 款 理 事 会	267
法第 46 条の 7	267
法第 46 条の 7 の 2	272
第 7 款 監 事	310
法第 46 条の 8	310
法第 46 条の 8 の 2	317
法第 46 条の 8 の 3	319
第 8 款 役員等の損害賠償責任	327
法第 47 条	327
法第 47 条の 2	330
法第 48 条	356
法第 49 条	359
法第 49 条の 2	361
法第 49 条の 3	373
法第 49 条の 4	376
第 4 節 計 算	385
法第 50 条	385
法第 50 条の 2	386
法第 51 条	387
法第 51 条の 2	405
法第 51 条の 3	408

法第 51 条の 4	411
法第 52 条	417
法第 53 条	420
法第 54 条	420
第 5 節 社会医療法人債	422
法第 54 条の 2	422
法第 54 条の 3	423
法第 54 条の 4	428
法第 54 条の 5	430
法第 54 条の 5 の 2	432
法第 54 条の 6	433
法第 54 条の 7	434
法第 54 条の 8	461
第 6 節 定款及び寄附行為の変更	465
法第 54 条の 9	465
第 7 節 解散及び清算	472
法第 55 条	472
法第 56 条	480
法第 56 条の 2	483
法第 56 条の 3	484
法第 56 条の 4	485
法第 56 条の 5	487
法第 56 条の 6	488
法第 56 条の 7	488

法第 56 条の 8	491
法第 56 条の 9	494
法第 56 条の 10	496
法第 56 条の 11	499
法第 56 条の 12	500
法第 56 条の 13	502
法第 56 条の 14	503
法第 56 条の 15	503
法第 56 条の 16	504

第 8 節 合併及び分割..... 506

第 1 款 合 併..... 506

第 1 目 通 則..... 506

法第 57 条.....	506
--------------	-----

第 2 目 吸収合併..... 509

法第 58 条.....	509
--------------	-----

法第 58 条の 2	510
------------------	-----

法第 58 条の 3	517
------------------	-----

法第 58 条の 4	519
------------------	-----

法第 58 条の 5	522
------------------	-----

法第 58 条の 6	523
------------------	-----

第 3 目 新設合併..... 525

法第 59 条.....	525
--------------	-----

法第 59 条の 2	527
------------------	-----

法第 59 条の 3	536
------------------	-----

法第 59 条の 4	537
------------------	-----

法第 59 条の 5	539
第 2 款 分 割	540
第 1 目 吸収分割	540
法第 60 条	540
法第 60 条の 2	544
法第 60 条の 3	546
法第 60 条の 4	552
法第 60 条の 5	554
法第 60 条の 6	557
法第 60 条の 7	561
第 2 目 新設分割	565
法第 61 条	565
法第 61 条の 2	567
法第 61 条の 3	568
法第 61 条の 4	579
法第 61 条の 5	582
法第 61 条の 6	584
第 3 目 雑 則	585
法第 62 条	585
法第 62 条の 2	610
第 3 款 雑 則	614
法第 62 条の 3	614
第 9 節 監 督	615
法第 63 条	615

法第 64 条	617
法第 64 条の 2	619
法第 65 条	623
法第 66 条	625
法第 66 条の 2	627
法第 66 条の 3	628
法第 67 条	629
法第 68 条	631
法第 69 条	638

2 地域医療連携推進法人（医療法第 7 章）… 643

第 1 節 認 定… 644

法第 70 条	644
法第 70 条の 2	651
法第 70 条の 3	656
法第 70 条の 4	671
法第 70 条の 5	674
法第 70 条の 6	675

第 2 節 業 務 等… 677

法第 70 条の 7	677
法第 70 条の 8	678
法第 70 条の 9	683
法第 70 条の 10	689
法第 70 条の 11	690
法第 70 条の 12	691

法第 70 条の 13	693
法第 70 条の 14	694
法第 70 条の 15	707
法第 70 条の 16	713
第 3 節 監 督	717
法第 70 条の 17	717
法第 70 条の 18	720
法第 70 条の 19	723
法第 70 条の 20	725
法第 70 条の 21	727
法第 70 条の 22	731
法第 70 条の 23	737
第 4 節 雑 則	740
法第 71 条	740

第 3 部 厚生労働省通知等

(通 知)

1 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について (昭和 61 年 6 月 26 日 健政発第 410 号)	746
2 病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導 要綱の制定について (平成 2 年 3 月 1 日 健政発第 110 号)	750

3	医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について (平成 5 年 2 月 3 日 総第 5 号・指第 9 号)	764
4	医療法人の理事長要件について (平成 10 年 6 月 18 日 健政発第 758 号)	767
5	特定医療法人制度の改正について (平成 15 年 10 月 9 日 医政発第 1009008 号)	768
6	租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定 する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす ものである旨の証明書等の様式の制定について (平成 15 年 10 月 9 日 医政指発第 1009001 号)	799
7	いわゆる「出資額限度法人」について (平成 16 年 8 月 13 日 医政発第 0813001 号)	816
8	「医療機関債」発行等のガイドラインについて (平成 16 年 10 月 25 日 医政発第 1025003 号)	843
9	医療法人制度について (平成 19 年 3 月 30 日 医政発第 0330049 号)	859
10	医療法人の基金について (平成 19 年 3 月 30 日 医政発第 0330051 号) ...	883
11	医療法人の附帯業務について (平成 19 年 3 月 30 日 医政発第 0330053 号)	891
12	医療法人における事業報告書等の様式について (平成 19 年 3 月 30 日 医政指発第 0330003 号)	907
13	社会医療法人の認定について (平成 20 年 3 月 31 日 医政発第 0331008 号)	920
14	医療機関債に関する消費者委員会の提言を踏まえた対応について (平成 24 年 9 月 6 日 医政指発 0906 第 2 号) / (平成 24 年 9 月 6 日 医政指発 0906 第 3 号)	987
15	医師又は歯科医師でない者の医療法人の理事長選出に係る 認可の取扱いについて (平成 26 年 3 月 5 日 医政指発 0305 第 1 号)	992

16	医療法人の国際展開に関する業務について (平成 26 年 3 月 19 日 医政発 0319 第 5 号)	993
17	医療法人会計基準について (平成 26 年 3 月 19 日 医政発 0319 第 7 号)	998
18	医療機関が病院不動産を対象とするリートを活用する場合の 留意事項について (平成 27 年 6 月 26 日 医政総発第 4 号・医政支発第 1 号)	1056
19	国家戦略特別区域における医療法第 46 条の 3 第 1 項ただし書 の認可に関する取扱い及び医療法人の非営利性の徹底について (平成 27 年 8 月 28 日 医政発 0828 第 11 号)	1065
20	医療法人の合併及び分割について (平成 28 年 3 月 25 日 医政発 0325 第 5 号)	1068
21	医療法人の機関について (平成 28 年 3 月 25 日 医政発 0325 第 3 号) ...	1078
22	医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産 変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針 (平成 28 年 4 月 20 日 医政発 0420 第 5 号)	1101
23	医療法人の計算に関する事項について (平成 28 年 4 月 20 日 医政発 0420 第 7 号)	1122
24	地域医療連携推進法人制度について (平成 29 年 2 月 17 日 医政発 0217 第 16 号)	1131
25	地域医療連携推進法人の定款例について (平成 29 年 2 月 17 日 医政支発 0217 第 1 号)	1162
26	地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について (平成 29 年 2 月 17 日 医政支発 0217 第 3 号)	1178
27	地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに 財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に 関する運用指針 (平成 29 年 3 月 21 日 医政発 0321 第 5 号)	1188

28 地域医療連携推進法人制度について (Q&A)	
(平成 29 年 4 月 20 日 事務連絡)	1208
29 持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度に ついて (平成 29 年 9 月 29 日 医政支発 0929 第 1 号)	1220
30 医療法人会計基準について (Q&A) (平成 30 年 3 月 30 日 事務連絡)	
.....	1233
31 特定医療法人制度 FAQ (令和 3 年改訂版) (令和 3 年 10 月) ...	1243

(運営管理指導要綱、モデル定款、モデル寄附行為)

●医療法人運営管理指導要綱	751
●社団医療法人の定款例	865
●財団医療法人の寄附行為例	874
●特定医療法人 (社団) の定款例	781
●特定医療法人 (財団) の寄附行為例	790
●出資額限度法人のモデル定款	825
●社会医療法人 (社団) の定款例	967
●社会医療法人 (財団) の寄附行為例	977
●基金制度を採用する場合の定款例	889
●地域医療連携推進法人の定款例	1163

(疑義照会)

1 医療法人設立に関する疑義 (昭和 25 年 8 月 29 日 医取第 51 号)	1265
2 医療法人制度について (昭和 25 年 8 月 31 日 医取第 454 号)	1266
3 医療法人に切替についての疑義 (昭和 25 年 10 月 18 日 医取第 539 号)	
.....	1267

4	医業を行う公益法人の許可と医療法人の認可について (昭和26年2月16日 医収第86号)	1268
5	歯科診療所の開設を目的とする医療法人の設立について (昭和26年3月22日 医収第175号)	1269
6	医療法人の設立について (昭和26年4月28日 医収第249号)	1270
7	公益法人の設立認可について (昭和27年6月24日 医収第190号)	1271
8	医療法に関する疑義について (昭和28年3月2日 医収第67号)	1273
9	医療法人設立当初の負債について (昭和28年3月19日 医収第49号)	1274
10	医療法人の名称について (昭和29年2月4日 医収第40号)	1275
11	医療法人が分院を設置する場合における定款変更の取扱い について (昭和30年6月23日 医収第293号)	1276
12	医療法人が出資総額を増加する場合の取扱いについて (昭和30年6月25日 医収第295号)	1277
13	医療法人の附帯業務について (昭和31年2月22日 医発第137号) ...	1278
14	医療法人に対する信用出資の取扱いについて (昭和31年6月1日 総第12号)	1279
15	医療法人モデル定款第36条について (昭和32年4月1日 医発第300号)	1280
16	財団たる医療法人の解散時における残余財産の帰属について (昭和32年7月19日 医発第606号)	1281
17	医療法人に対する出資物件の返還について (昭和32年12月7日 総第43号)	1283
18	医療法人の資産要件について (昭和37年6月22日 総第58号)	1284
19	医療法人の定款変更に対する疑義について (昭和37年6月25日 総第60号)	1286

20	医療法人の付帯業務等について（昭和42年4月1日 医発第432号）	1287
21	非医師の病院開設について（昭和45年6月15日 医発第693号）	1289
22	私法上の権利義務関係と病院開設許可について （昭和62年8月6日 総第35号）	1290
23	医療法人の土地信託利用について（平成2年11月30日 指第56号）	1292
24	医療法人に対する出資又は寄附について （平成3年1月17日 指第1号）	1294
25	医療法人の開設する病院等の名称について （平成3年2月26日 指第12号）	1295
26	医療法人の解散事由について（平成3年9月12日 指第61号）	1296
27	医療法人の社員の退社について（平成3年10月30日 指第70号）	1298
28	医療法上の疑義について（平成3年12月27日 指第82号）	1299
29	医療法人の付帯業務について（平成7年6月12日 指第30号の2）	1300
30	医療法人制度に関する疑義について （平成17年2月7日 医政指発第0207001号）	1301

第4部 関係法令

1	医療法第42条第1項第4号及び第5号に規定する施設の 職員、設備及び運営方法に関する基準 （平成4年7月1日 厚生省告示第186号）	1305
2	厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会 福祉事業 （平成10年2月9日 厚生省告示第15号）	1307
3	厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる 収益業務	

(平成 19 年 3 月 30 日 厚生労働省告示第 92 号)	1310
4 医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する厚生労働大臣 が定める基準	
(平成 20 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 119 号)	1312
5 組合等登記令 (抄) (昭和 39 年 3 月 23 日 政令第 29 号)	1317
6 医療法人会計基準 (平成 28 年 4 月 20 日 厚生労働省令第 95 号)	1329
7 会社法読替え条文 (社会医療法人債関係)	1336
8 担保付社債信託法 読替え条文	1359
9 担保付社債信託法施行令 (平成 14 年 3 月 20 日 政令第 51 号) 準用条文	1376
10 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則	
(平成 19 年 3 月 30 日 厚生労働省令第 38 号)	1380
11 分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結して いる労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を 図るための指針 (抄)	
(平成 12 年 12 月 27 日 労働省告示第 127 号)	1412
12 地域医療連携推進法人会計基準	
(平成 29 年 3 月 21 日 厚生労働省令第 19 号)	1429

第2部 詳細目次

本表は、第2部の内容を項目別に表したものです。索引としてもお使いいただけます。

1 医療法人（医療法第6章）

第1節 通 則

医療法人	39 条	1 項		52
医療法人の種類		2 項		54
医療法人の名称使用制限	40 条			55
医療法人の責務	40 条の 2			56
医療法人の資産要件	41 条	1 項		57
厚生労働省令への委任		2 項	規則 30 条の 34	57
医療法人の業務	42 条			61
社会医療法人の制度趣旨	42 条の 2			70
社会医療法人の認定要件		1 項	「社会医療法人の認定について」平成20年3月31日医政発第0331008号 規則 30 条の 35、 30 条の 35 の 2、 30 条の 35 の 3	71
社会医療法人の認定手続		2 項	令 5 条の 5、規則 30 条の 36	75
収益業務の区分経理		3 項		76

事業報告書等の作成等				76
社会医療法人の認定の取消し				76
社会医療法人の認定取消に係る一括課税の見直し等	42 条の 3	1 項・2 項	規則 30 条の 36 の 2、30 条の 36 の 3	83
要件・手続き		3 項・4 項	令 5 条の 5 の 2～5 条の 5 の 6、規則 30 条の 36 の 4～30 条の 36 の 9	84
医療法人の登記	43 条	1 項		90
登記の効力		2 項		90
基金制度			規則 30 条の 37	92
基金の手続き			「医療法人の基金について」平成 19 年 3 月 30 日 医政発第 0330051 号	93
基金の返還			規則 30 条の 38	100
その他				105
持分の定めのある医療法人と持分の定めのない医療法人				106
持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行			規則 30 条の 39	110
経過措置医療法人			医療法（平成 18 年 6 月 21 日法律第 84 号）附則 10 条	113

出資額限度法人の制度趣旨			「いわゆる「出資額限度法人」について」平成 16 年 8 月 13 日 医政発第 0813001 号	114
出資額限度法人の概要				115
認定医療法人制度			医療法（平成 18 年 6 月 21 日法律第 84 号）附則 10 条の 2～10 条の 9	127
特定医療法人の制度趣旨			租税特別措置法 67 条の 2、租税特別措置法施行令 39 条の 25、租税特別措置法施行規則 22 条の 15	134
特定医療法人の認定			「特定医療法人制度の改正について」平成 15 年 10 月 9 日 医政発第 1009008 号	135

第 2 節 設 立

都道府県知事の認可	44 条	1 項		141
定款記載事項・寄附行為記載事項		2 項		142
財団医療法人の設立行為の補完		3 項		146
設立当初の役員		4 項		147
残余財産の帰属先		5 項	規則 31 条の 2	147
医療法人設立認可申請		6 項	規則 31 条	148

医療法人の設立認可の基準	45 条	1 項		148
意見聴取手続		2 項		149
医療法人の設立登記	46 条	1 項		149
財産目録の備置き		2 項		150

第 3 節 機 関

第 1 款 機関の設置

医療法人の種類	46 条の 2			151
社団医療法人		1 項		152
財団医療法人		2 項		155

第 2 款 社員総会

社員総会の地位	46 条の 3	1 項		157
社員総会の専権たる決議事項		2 項		158
社員名簿の備置き	46 条の 3 の 2	1 項		160
社員総会の種類		2 項		160
臨時社員総会の招集		3 項・4 項		161
社員総会の招集手続		5 項		163
通知事項の決議		6 項		166
一社員一議決権	46 条の 3 の 3	1 項		168
会議の定足数		2 項		168
決議		3 項		169

議長の議決参加		4 項		169
議決権の書面による行使・代理行使		5 項		170
特別利害関係に基づく議決の欠格事由		6 項		170
社員総会決議の瑕疵				172
社員総会における理事及び監事の説明義務	46 条の 3 の 4			174
理事及び監事が説明を拒否できる場合			規則 31 条の 3	175
社員総会の議長の選任	46 条の 3 の 5	1 項		177
秩序維持権・議事整理権		2 項		178
退場命令		3 項		178
議事録の作成	46 条の 3 の 6	法人法 57 条 1 項	規則 31 条の 3 の 2	182
主たる事務所の議事録の備置き		法人法 57 条 2 項		183
従たる事務所の議事録の備置き		法人法 57 条 3 項	規則 31 条の 3 の 3	183
社員総会議事録の閲覧謄写請求		法人法 57 条 4 項	規則 31 条の 3 の 4	184
罰則	93 条	3 号		184

第 3 款 評議員及び評議員会

評議員の選任	46 条の 4	1 項		187
評議員の欠格事由		2 項	令 5 条の 5 の 7	188
評議員の兼職禁止規定		3 項		190

財団医療法人と評議員との法律関係		4 項		191
評議員会の組織	46 条の 4 の 2	1 項		192
評議員会の地位		2 項		192
評議員会の専権たる決議事項		3 項		193
定時評議員会の開催	46 条の 4 の 3	1 項		195
臨時評議員会の招集		2 項		196
評議員会の議長		3 項		196
評議員による臨時評議員会招集請求に応じた招集		4 項		197
評議員会の招集手続		5 項		198
通知事項の決議		6 項		201
会議の定足数	46 条の 4 の 4	1 項		202
決議		2 項		203
議長の議決参加		3 項		203
特別利害関係に基づく議決の欠格事由		4 項		204
評議員の議決権の代理人による代理行使、書面投票ができないこと				205
評議員会決議の瑕疵				205
理事長による評議員会の意見聴取	46 条の 4 の 5	1 項		208
寄附行為の定めによる評議員会の決議事項		2 項		208

評議員会の権限	46 条の 4 の 6			209
議事録の作成	46 条の 4 の 7	法人法 193 条 1 項	規則 31 条の 4	212
主たる事務所の議事録の 備置き		法人法 193 条 2 項		213
従たる事務所の議事録の 備置き		法人法 193 条 3 項	規則 31 条の 4 の 2	213
評議員会議事録の閲覧・ 謄写請求		法人法 193 条 4 項	規則 31 条の 3 の 4	214
罰則	93 条	3 号		214

第 4 款 役員の選任及び解任

役員の設置	46 条の 5	1 項	規則 31 条の 5	217
役員の選任		2 項・3 項		217
医療法人と役員との関係		4 項		218
役員の資格		5 項		218
管理者理事		6 項・7 項	規則 31 条の 5 の 2	221
監事の兼任禁止		8 項		222
役員の任期及びその他の 終任事由		9 項		223
役員の解任手続 社団医 療法人の場合	46 条の 5 の 2	1 項		225
解任に伴う損害賠償請求 社団医療法人の場合		2 項		225
解任決議要件 社団医療 法人の場合		3 項		226

役員の解任手続 財団医療法人の場合		4 項		227
解任決議要件 財団医療法人の場合		5 項		227
権利義務役員	46 条の 5 の 3	1 項		228
一時役員		2 項		229
役員の補充		3 項		230
選任に関する監事の同意	46 条の 5 の 4	法人法 72 条 1 項		232
選任議題・議案提出の請求権		法人法 72 条 2 項		232
社員総会・評議員会における監事の意見陳述権		法人法 74 条		233

第 5 款 理 事

理事長の選出	46 条の 6	1 項	規則 31 条の 5 の 3	235
いわゆる一人医師医療法人の場合		2 項		236
理事長の権限等	46 条の 6 の 2	1 項		237
代表権の制限		2 項		238
権利義務役員・一時役員 の規定の準用		3 項		240
監事に対する報告義務	46 条の 6 の 3			241
理事長の行為についての 損害賠償責任	46 条の 6 の 4	法人法 78 条	令 5 条の 5 の 8	243

職務代行者		法人法 80 条	令 5 条の 5 の 8	245
職務代行者の権限		法人法 80 条 1 項		247
職務代行者が裁判所の許可なしで行った常務外の行為の効力		法人法 80 条 2 項		247
表見理事長		法人法 82 条	令 5 条の 5 の 8	248
忠実義務		法人法 83 条		250
競業及び利益相反取引の制限総説		法人法 84 条		252
競業禁止義務		法人法 84 条 1 項		253
利益相反取引規制		法人法 84 条 1 項・2 項		256
社員・評議員による理事の違法行為等に対する差止請求		法人法 88 条		261
理事の報酬等の額の定め		法人法 89 条		264

第 6 款 理 事 会

理事会の組織の趣旨	46 条の 7			267
理事会の構成		1 項		268
理事会の職務		2 項		268
理事会で決定すべき事項		3 項		270

理事長の業務執行権限	46 条の 7 の 2	法人法 91 条 1 項		274
理事会への職務執行状況 の定期報告		法人法 91 条 2 項		275
競業取引・利益相反取引 実行後の報告義務		法人法 92 条		277
理事会の招集権者		法人法 93 条 1 項		279
理事会招集請求		法人法 93 条 2 項		280
理事会招集請求者による 招集		法人法 93 条 3 項		281
招集通知		法人法 94 条 1 項		282
招集通知の省略		法人法 94 条 2 項		284
理事会の決議		法人法 95 条 1 項		289
特別利害関係理事の議決 権		法人法 95 条 2 項		291
理事会議事録		法人法 95 条 3 項・4 項	令 5 条の 5 の 9、 規則 31 条の 5 の 4、31 条の 5 の 5	292
理事会決議参加理事の決 議賛成の推定		法人法 95 条 5 項		295
理事会の決議の省略		法人法 96 条		296
議事録等の備置き		法人法 97 条 1 項		301
社員・評議員の閲覧・謄 写請求		法人法 97 条 2 項		302

債権者の閲覧・謄写請求		法人法 97 条 3 項		303
裁判所による閲覧・謄写許可の判断		法人法 97 条 4 項		303
罰則	93 条	3 号		304
理事会への報告の省略		法人法 98 条 1 項	令 5 条の 5 の 9	305
理事会への報告を省略できない場合		法人法 98 条 2 項		306
理事会議事録閲覧謄写許可申立事件		法人法 287 条～295 条		308

第 7 款 監 事

監事の地位	46 条の 8		規則 31 条の 5 の 6	311
監事の職務				313
監事の責任				317
罰則	93 条	5 号		317
理事会への出席義務、意見陳述義務	46 条の 8 の 2	1 項		318
監事による理事会招集請求		2 項		318
監事による理事会招集		3 項		319
監事による理事の違法行為等差止請求権	46 条の 8 の 3	法人法 103 条 1 項		320
担保についての特則		法人法 103 条 2 項		321
医療法人と理事との間の訴えにおける法人の代表		法人法 104 条 1 項・2 項		322

監事の裁量				323
監事の報酬等の額の定め		法人法 105 条 1 項～3 項		324
監事による費用等の請求		法人法 106 条		326

第 8 款 役員等の損害賠償責任

役員等の任務懈怠責任	47 条	1 項・4 項		328
競業取引をした場合の損害額の推定		2 項		328
利益相反取引をした場合の任務懈怠の推定		3 項		329
医療法人に対する損害賠償責任の免除	47 条の 2	法人法 112 条		335
責任の一部免除の趣旨		法人法 113 条	令 5 条の 5 の 10	341
要件		法人法 113 条 1 項	令 5 条の 5 の 10、 規則 32 条	342
必要となる手続き		法人法 113 条 2 項・3 項	令 5 条の 5 の 10	344
決議後の退職慰労金等の扱い		法人法 113 条 4 項	規則 32 条の 2	344
理事会の決議による責任の一部免除の趣旨		法人法 114 条		347
要件		法人法 114 条 1 項	令 5 条の 5 の 10	347

必要となる手続き		法人法 114 条 2 項～4 項	令 5 条の 5 の 10	348
決議後の退職慰労金等の扱い		法人法 114 条 5 項	規則 32 条の 2	349
責任限定契約の趣旨		法人法 115 条		351
要件		法人法 115 条 1 項・2 項	令 5 条の 5 の 10	352
必要となる手続き		法人法 115 条 3 項・4 項	令 5 条の 5 の 10	353
退職慰労金等の扱い		法人法 115 条 5 項	令 5 条の 5 の 10、規則 32 条の 2	354
理事が自己のためにした利益相反取引に関する特則		法人法 116 条 1 項	令 5 条の 5 の 10	355
一部免除措置の適用の排除		法人法 116 条 2 項		355
役員等の第三者に対する損害賠償責任の趣旨	48 条			356
本条第 1 項の責任		1 項		357
本条第 2 項の責任		2 項		358
役員等の連帯責任	49 条			360
社員代表訴訟	49 条の 2	法人法 278 条～283 条	規則 32 条の 3、32 条の 4	366
役員等の解任の訴え	49 条の 3	法人法 284 条～286 条		375
補償契約	49 条の 4	法人法 118 条の 2	令 5 条の 5 の 11	380

役員のために締結される 保険契約		法人法 118 条の 3	規則 32 条の 4 の 2	383
---------------------	--	-----------------	----------------	-----

第 4 節 計 算

医療法人の会計の原則	50 条			385
会計帳簿の作成	50 条の 2	1 項	規則 32 条の 5	386
会計帳簿の保存義務		2 項		387
事業報告書等の作成	51 条	1 項	規則 32 条の 6、33 条	395
医療法人会計基準に従った 貸借対照表及び損益計算書 の作成義務		2 項	規則 33 条の 2	400
貸借対照表及び損益計算書 の保存義務		3 項		401
監事による監査		4 項	規則 33 条の 2 の 2 ～33 条の 2 の 4	401
公認会計士又は監査法人 による監査		5 項	規則 33 条の 2 の 2、33 条の 2 の 5、 33 条の 2 の 6	403
理事会による承認		6 項		404
罰則	93 条	5 号		405
事業報告書等の社員総会・ 評議員会への提出	51 条の 2	1 項・5 項	規則 33 条の 2 の 7	406
事業報告書等の社員総会・ 評議員会招集通知に際しての 提供		2 項・5 項		407
社員総会・評議員会による 承認		3 項・5 項		407
社員総会・評議員会に対する 報告		4 項・5 項		407

財団医療法人への準用		5 項	規則 33 条の 2 の 7	408
事業報告書等の公告	51 条の 3	1 項	規則 33 条の 2 の 8 ～33 条の 2 の 10	409
公告方法の手続の簡素化		2 項		411
事業報告書等の備置義務	51 条の 4	1 項・2 項・ 3 項	規則 33 条の 2 の 11	413
備置書類の閲覧		1 項・2 項	規則 33 条の 2 の 11	415
従たる事務所		4 項		416
罰則	93 条	5 号		417
事業報告書等の届出	52 条	1 項	規則 33 条の 2 の 12	418
事業報告書等の閲覧制度		2 項	規則 33 条の 2 の 12	419
罰則	93 条	6 号		420
会計年度	53 条			420
剰余金の配当禁止	54 条			420

第 5 節 社会医療法人債

社会医療法人債	54 条の 2	1 項		422
発行収入金の使途制限		2 項		423
社会医療法人債の募集事項	54 条の 3	1 項	規則 33 条の 3	426
募集事項の決定機関		2 項		427
社会医療法人債原簿	54 条の 4		規則 33 条の 4、33 条の 5	430
社会医療法人債の種類				430

社会医療法人債管理者の設置	54 条の 5		規則 33 条の 6	431
社会医療法人債管理補助者	54 条の 5 の 2			432
社会医療法人債権者集会の構成	54 条の 6	1 項		433
社会医療法人債権者集会の権限		2 項		434
会社法の社債の規定の準用	54 条の 7	会社法（平成 17 年法律第 86 号）	令 5 条の 6～5 条の 8、規則 33 条の 7～33 条の 24	461
担保付社債信託法等の適用	54 条の 8	担保付社債信託法（明治 38 年法律第 52 号）・担保付社債信託法施行令（平成 14 年政令第 51 号）	令 5 条の 9	464

第 6 節 定款及び寄附行為の変更

定款・寄附行為の変更手続	54 条の 9	1 項～3 項	規則 33 条の 25、33 条の 26	467
都道府県知事の認可基準と認可手続		4 項		469
変更に加道府県知事の認可を要しない事項についての届出義務		5 項		471
残余財産の帰属すべき者に関する規定の準用		6 項		471

第7節 解散及び清算

解散及び清算手続の概要	55 条			473
解散事由		1 項～5 項		475
解散の効力発生要件		6 項・7 項	規則 34 条	477
解散の届出		8 項		479
解散の登記			組合等登記令	480
残余財産の帰属順位と帰属先	56 条	1 項・2 項		481
債務の弁済前における残余財産の分配の制限				483
清算医療法人	56 条の 2			483
清算人	56 条の 3			484
裁判所による清算人の選任	56 条の 4			485
清算人の解任	56 条の 5			487
清算人就任者に対する氏名及び住所の届出義務	56 条の 6			488
清算人の職務	56 条の 7			489
債務の弁済に必要な手続き	56 条の 8			491
債権申出・除斥公告		1 項・2 項・4 項		491
判明している債権者への個別の催告		3 項		493
債権の除斥	56 条の 9			494
判明している債権者への対応				495

債権申出期間内の請求への対応				495
清算中の破産手続	56 条の 10			496
破産申立義務		1 項・4 項		497
清算人の任務の終了		2 項		497
破産管財人による返還請求権		3 項		498
清算結了の届出	56 条の 11			499
清算結了の登記			組合等登記令	500
解散及び清算の監督	56 条の 12	1 項		501
監督に必要な検査		2 項		501
意見聴取と調査の囑託		3 項・4 項		502
医療法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件の裁判管轄	56 条の 13			502
不服申立の制限	56 条の 14			503
清算人の報酬	56 条の 15			503
検査役の選任	56 条の 16	1 項		504
検査役選任の手続き		2 項		505

第 8 節 合併及び分割

第 1 款 合 併

第 1 目 通 則

合併とは	57 条			506
合併の効果				507
合併契約の締結				507

合併手続の流れ				508
---------	--	--	--	-----

第2目 吸収合併

吸収合併の意義	58 条			509
吸収合併契約の締結			規則 35 条	510
社団法人の吸収合併 手続	58 条の 2	1 項		512
財団法人の吸収合併 手続		2 項・3 項		513
吸収合併の効力発生要件		4 項	規則 35 条の 2	513
都道府県知事の認可手続		5 項		515
持分の定め of 取扱い				516
財産目録及び貸借対照表 の作成	58 条の 3	1 項		517
主たる事務所への備置き と閲覧		2 項	規則 35 条の 3	518
債権者保護手続	58 条の 4			519
公告及び知れたる債権者 への各別の催告		1 項		519
承認の擬制		2 項		520
債権者から異議の申出が あった場合		3 項		520
権利義務の承継	58 条の 5			522
吸収合併の効力の発生	58 条の 6			523

第3目 新設合併

新設合併の意義	59 条			526
新設合併契約の締結			規則 35 条の 4	526
吸収合併手続の規定の準用	59 条の 2		規則 35 条の 5	530
新設合併の手続き				531
新設合併の認可申請				532
債権者保護手続				534
権利義務の承継	59 条の 3			536
新設合併の効力の発生	59 条の 4			538
新設合併設立医療法人の設立に適用されない規定	59 条の 5			539

第2款 分 割

第1目 吸収分割

医療法人の分割とは	60 条		規則 35 条の 6	541
吸収分割手続の流れ				543
吸収分割契約の締結	60 条の 2		規則 35 条の 7	545
社団医療法人の吸収分割手続	60 条の 3	1 項		547
財団医療法人の吸収分割手続		2 項・3 項		548
吸収分割の効力発生要件		4 項	規則 35 条の 8	548
都道府県知事の認可手続		5 項		550
持分の定めのある医療法人				551

財産目録及び貸借対照表の作成	60 条の 4	1 項		552
主たる事務所への備置きと閲覧		2 項	規則 35 条の 9	553
債権者保護手続	60 条の 5			554
公告及び知れたる債権者への各別の催告		1 項		555
承認の擬制		2 項		555
債権者から異議の申出があった場合		3 項		556
権利義務の承継	60 条の 6	1 項		557
対抗要件の要否				558
各別の催告を受けなかった債権者の保護		2 項・3 項		560
吸収分割の効力の発生	60 条の 7			561

第 2 目 新設分割

新設分割	61 条	1 項		565
共同分割の場合の新設分割計画の作成		2 項		566
新設分割計画	61 条の 2		規則 35 条の 10	568
吸収分割手続の規定の準用	61 条の 3		規則 35 条の 11	572
新設分割の手続き				572
新設分割の認可申請				573
持分の定めのある医療法人				575
債権者保護手続				576

権利義務の承継	61 条の 4	1 項		579
対抗要件の要否				580
各別の催告を受けなかった債権者の保護		2 項・3 項		580
新設分割の効力の発生	61 条の 5			582
新設分割設立医療法人の設立に適用されない規定	61 条の 6			584

第 3 目 雑 則

労働契約承継法等の医療法人分割への準用	62 条		令 5 条の 10	595
労働者の理解と協力を得る努力		承継法 7 条		597
労働者との協議		平成 12 年 商法等改 正法附則 5 条		598
労働者及び労働組合への通知		承継法第 2 条		600
労働契約の承継		承継法第 3 条		604
異議の申出		承継法 4 条、5 条		606
労働協約の承継		承継法第 6 条		607
分割を行う医療法人が根 抵当権者である場合の根 抵当権に関する法律関係	62 条の 2	民法 398 条の 9、 398 条の 10		611

分割を行う医療法人が債務者である場合の根抵当権に関する法律関係		民法 398 条の 9、 398 条の 10		613
---------------------------------	--	---------------------------	--	-----

第 3 款 雑 則

政令への委任	62 条の 3			614
--------	---------	--	--	-----

第 9 節 監 督

都道府県知事の報告徴収権・立入調査権	63 条	1 項		615
立入調査の方法		2 項		616
罰則	93 条	12 号		616
改善命令	64 条	1 項		617
業務停止命令・役員解任勧告		2 項		618
意見聴取手続		3 項		619
社会医療法人の認定取消・業務停止命令	64 条の 2	1 項		620
意見聴取手続		2 項		622
設立認可取消権	65 条			623
法令違反・命令違反に基づく設立認可取消権	66 条			626
厚生労働大臣の指示権	66 条の 2			628
関係都道府県知事の意見陳述権	66 条の 3			628
適正手続の保障	67 条			630

弁明の機会を付与すべき場合				630
法人法の準用	68 条		法人法 4 条、158 条、164 条	634
会社法の準用			会社法 662 条、664 条、868 条 1 項、871 条、874 条、875 条、876 条	636
政令への委任	69 条		令 5 条の 11～5 条の 14、規則 36 条、38 条、39 条	641

2 地域医療連携推進法人（医療法第 7 章）

第 1 節 認 定

地域医療連携推進法人の認定制度の創設	70 条			646
地域医療連携推進法人		1 項	規則 39 条の 2	647
医療連携推進業務		2 項	規則 39 条の 3	649
医療連携推進認定の申請	70 条の 2	1 項	令 5 条の 15、規則 39 条の 4、39 条の 5	653
医療連携推進方針		2 項～4 項		654
医療連携推進区域が 2 以上の都道府県にわたる場合における医療連携推進認定		5 項		655

医療連携推進認定の基準	70 条の 3	1 項	令 5 条の 15 の 2、 規則 39 条の 2、39 条の 6～39 条の 12、39 条の 30	663
医療連携推進認定の方法		2 項		671
医療連携推進認定を受けることができない一般社 団法人について	70 条の 4		令 5 条の 15 の 3	673
地域医療連携推進法人の 名称	70 条の 5			674
都道府県知事による地域 医療連携推進法人の公示	70 条の 6		規則 39 条の 13	676

第 2 節 業 務 等

地域医療連携推進法人の 役割	70 条の 7			677
地域医療連携推進法人の 業務	70 条の 8		規則 39 条の 14～ 39 条の 16	680
医療連携推進目的事業財 産	70 条の 9	公益認定 法 18 条	規則 39 条の 17～ 39 条の 20	687
地域医療連携推進法人の 資産	70 条の 10	法 41 条	規則 39 条の 21	690
参加病院等の広告及び標 章	70 条の 11			690
地域医療連携推進法人の 理事及び監事に関する特 則	70 条の 12	法 46 条の 5、46 条の 5 の 3、法 人法 100 条		692
地域医療連携推進評議会 の意見等	70 条の 13			693

地域医療連携推進法人の計算	70 条の 14	法 51 条～54 条	規則 39 条の 22	706
地域医療連携推進法人の解散及び清算	70 条の 15	法 55 条～56 条の 16	規則 39 条の 23	712
地域医療連携推進法人において適用しない法人法の規定	70 条の 16	法人法 5 条、49 条、67 条、第 5 章		714

第 3 節 監 督

地域医療連携推進法人が定款において定める事項	70 条の 17		規則 39 条の 15	718
地域医療連携推進法人の定款の変更	70 条の 18	法 54 条の 9	規則 39 条の 24～39 条の 26	722
地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職	70 条の 19		規則 39 条の 27	724
地域医療連携推進法人の監督	70 条の 20	法 6 条の 8、63 条、64 条		727
地域医療連携推進法人の認定の取消し	70 条の 21		規則 39 条の 13、39 条の 30	729
医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与について	70 条の 22	公益認定法 30 条	規則 39 条の 28～39 条の 30	735
厚生労働大臣から認定都道府県知事に対する指示、適正手続の保障	70 条の 23	法 66 条の 2、67 条		739

第 4 節 雑 則

政令及び厚生労働省令への委任	71 条		令 5 条の 15 の 4	741
----------------	------	--	---------------	-----

本書の使い方

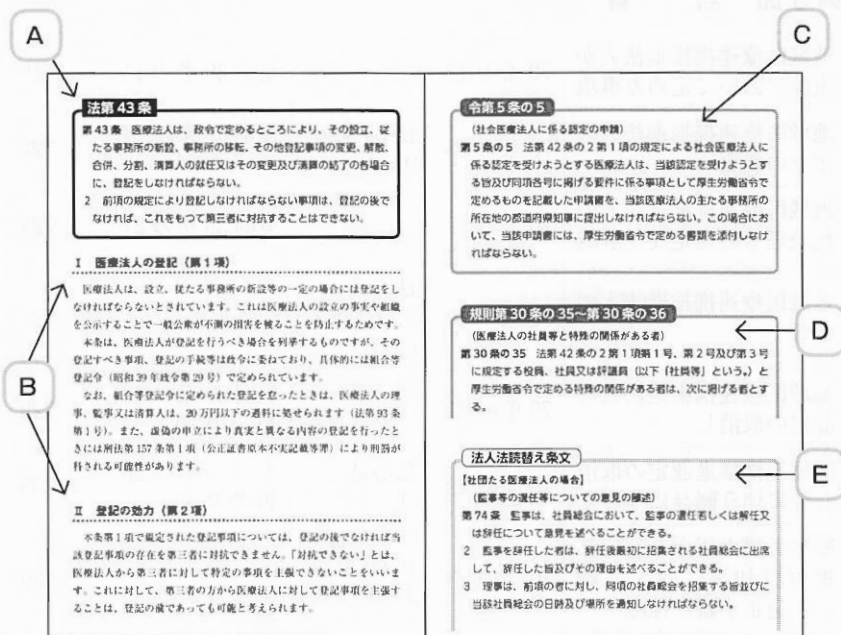
第1部⇒医療法人制度の概要をつかむ

第1部は、医療法人制度のポイントをわかりやすく図表で示したものになります。医療法人制度の概要をつかむことができます。

第2部⇒医療法人制度の全体を体系的に理解する

第2部は、医療法の医療法人制度に関する部分を逐条解説したものです。

条文(A)ごとに、項目(B)を掲げて解説しています。また、条文の内容によっては、必要に応じて、施行令(C)、施行規則(D)、読替え条文(E)等も掲げながら解説しています。



第3部、第4部⇒関係資料を確認する

第3部は厚生労働省通知と疑義照会、第4部は関係法令をそれぞれ資料として掲載しています。必要に応じてご参照ください。

凡 例

本書の法令、書籍の略語は次のとおりです。

法	医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）
令	医療法施行令（昭和 23 年 10 月 27 日政令第 326 号）
規則	医療法施行規則（昭和 23 年 11 月 5 日厚生省令第 50 号）
法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）
労働契約承継法 又は 承継法	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 103 号）
公益認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）

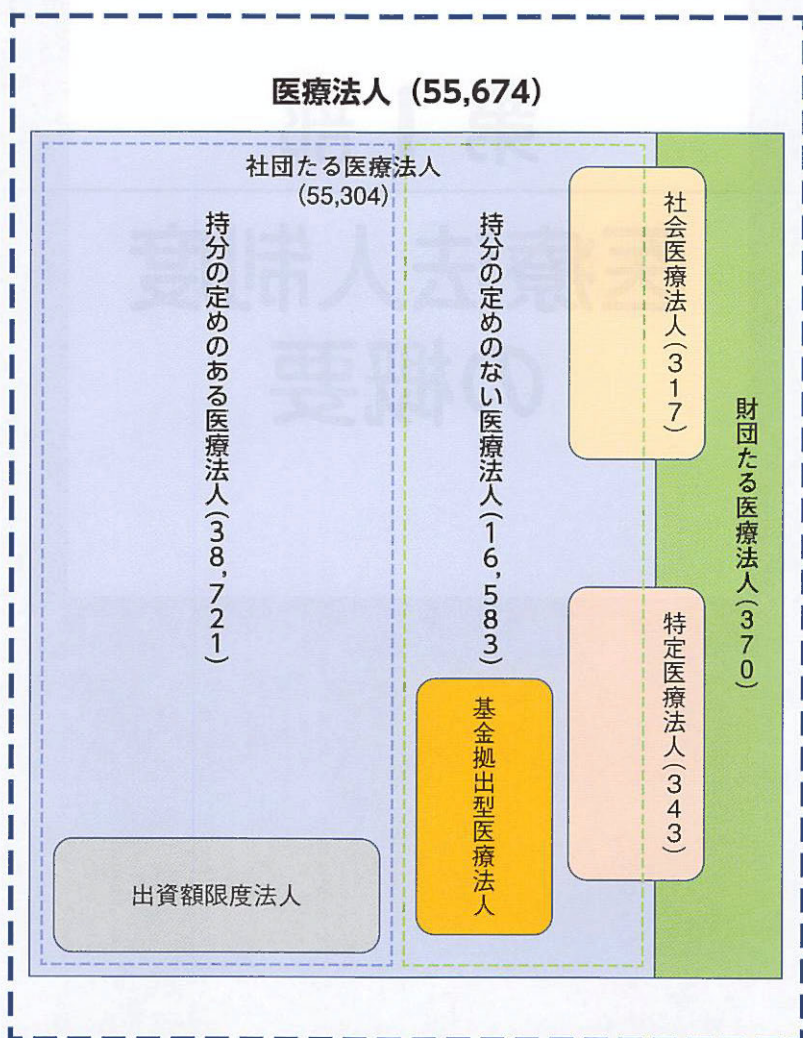
第 1 部

医療法人制度 の概要



医療法人の種類（法第 39 条）

医療法人にはどんな種類がありますか？



令和 2 年厚生労働省調べ

Q2

医療法人と医療機関の開設者（法第39条）

医療機関を開設できるのは医療法人だけですか？

医療法人は病院等の医療機関を運営するために医療法により設立を認められた法人ですが（法第39条）、病院等の医療機関を運営する開設者は医療法人に限りません。我が国の医療機関を開設者の種別毎に整理すると次のようになります。

	病院（数、割合）		一般診療所（数、割合）		歯科診療所（数、割合）	
医療法人	5,720	68.9	43,593	42.5	14,762	21.6
国	322	3.9	537	0.5	4	0.0
公的医療機関	1,202	14.5	3,522	3.4	261	0.4
社会保険関係団体	51	0.6	450	0.4	7	0.0
個人	174	2.1	41,073	40.0	53,133	77.6
その他	831	10.0	13,441	13.1	333	0.5
総数	8,300	100.0	102,616	100.0	68,500	100.0

（令和元年厚生労働省調べ）

なお、医療機関の開設者（法第7条）とは、医療機関の開設・経営の責任主体であり、原則として営利を目的としない法人又は医師（歯科医業にあっては歯科医師）である個人であることとされています（平成24年3月30日医政総発0330第4号、医政指発0330第4号参照）。



医療法人の業務（法第 39 条、第 42 条）

医療法人はどのような業務を行いますか？

	医療法人の業務
本来業務	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の運営（法第 39 条）
附随業務	本来業務に一般的に附随する業務。病院の施設内で患者、家族又は職員のために行われる業務や病院の施設外で患者を対象として行われる業務をいいます。 例：病院等の建物内で行われる売店 敷地内で行われる駐車場経営 当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送
附帯業務	本来業務、附随業務以外で、法第 42 条第 1 号から第 8 号に規定される業務。本来業務に支障のない範囲かつ定款（寄附行為）に記載された範囲で認められます。 例：看護師等医療関係者の養成所の経営 医学又は歯学に関する研究所の設置 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所の開設 薬局、施術所、訪問看護ステーション、サービス付き高齢者向け住宅の経営 有料老人ホームの設置 なお、本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは不適当とされています。
収益業務	本来業務、附随業務、附帯業務以外で、社会医療法人のみに認められる業務であり、厚生労働大臣が定める業務（法第 42 条の 2）。 例：医療用品、介護用品の販売、不動産の賃貸業

医療法人

(医療法第6章)

第1節 通 則

法第39条

第39条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

I 医療法人（第1項）

医療法人とは、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設することを目的として、医療法の規定に基づき設立される法人をいいます。

1 医療法人設立の根拠規定

法人設立に関する基本準則である民法第33条は、次のように規定します。

- ① 法人はこの法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。
- ② 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

医療法人は、「その他の法律」の1つと位置付けられる医療法に基

づいて設立が認められています。したがって医療法人の成立（設立）、組織、運営、管理については民法や医療法により定められることになります。

2 医療法人の制度目的

医療法人は昭和25年の医療法改正により初めて制度として創設されました。制定当時は私人による医療機関の経営が困難であったため、資金の集積を容易にするために制度設計されたといわれています。法人化を認めることで、医療機関が安定的、継続的に経営することができるようになり、地域医療にも貢献すると考えられています。

3 医療法人の設立要件

本条は医療法人の設立に関して、

- ① 医療法人は、医療法の規定によってのみ設立することができること。
 - ② 医療法人は、社団又は財団のいずれかにより設立することができること。
 - ③ 医療法人は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設を目的とするものでなければならないこと（実体的要件）。

の3つを規定しています。

本条に規定する要件のうち、「医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所」とは、診療所について1人以上の医師又は歯科医師が常時勤務していることを必要とするという意味です。古くは、「医師又は歯科医師が常時3人以上勤務する診療所」と規定され、一定規模以上の診療所についてのみ法人格を認めていたものですが、看護師、臨床検査技師等のコメディカルスタッフを多数雇用するなど診療所の経営形態が大きく変化してきている状況等に鑑み、昭和60年の医療法の

一部改正（法律第 109 号）によりいわゆる一人医師医療法人が認められ、小規模診療所についても法人化の途が開かれました。

また「常時」の意味は、「常勤」の意味であり、定められた診療所の診療時間中、常に勤務することを意味します。

Ⅱ 医療法人の種類（第 2 項）

1 社団医療法人と財団医療法人

医療法人は社団医療法人若しくは財団医療法人のいずれかでなければなりません。社団医療法人は、病院又は診療所等を開設することを目的として集まった人（社員）によって構成される団体です。財団医療法人は、個人又は法人が医療等の目的のために一定の財産を寄附し、これらの財産に法人格を認めたものです。社団医療法人、財団医療法人それぞれの機関、意義等については、法第 46 条の 2 の項をご覧ください。

社団医療法人は、さらに、定款に持分についての定めのある医療法人と持分についての定めのない医療法人に分かれます。前者は平成 18 年医療法改正後は設立することが認められず、当分の間存続することが認められている「経過措置医療法人」といわれます。平成 18 年医療法改正後に設立された医療法人はすべて持分についての定めのない医療法人です。

2 社会医療法人、特定医療法人

社団医療法人、財団医療法人という区別とは別に、公益性が高く、一定の要件を満たし「社会医療法人」「特定医療法人」の認定を受けた医療法人は、税制面で優遇を受けることがあります。

社会医療法人とは、都道府県の医療計画に基づき地域で確保することが必要な救急医療、へき地医療等確保事業を担う公益性の高い医療

法人をいい、都道府県知事の認可を受けることが要件になっています。

社会医療法人の認定を受けると、社会医療法人債の発行や一定の収益事業を営むことができ、本来業務に関する法人税が非課税になり、救急医療等確保事業等の業務の用に供する固定資産の不動産取得税、固定資産税等が非課税になるなどのメリットがあります。

特定医療法人とは、租税特別措置法に基づく財団又は持分の定めのない社団医療法人であって、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されている医療法人をいい、国税庁長官の承認を受けることが要件になっています。

特定医療法人の承認を受けると、法人税の軽減税率の適用（現行（令和3年4月時点）19%、通常23.2%）を受けるなどのメリットがあります。

法第40条

第40条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

□ 医療法人の名称使用制限

医療法人でない者は、医療法人という文字を名称中に用いることはできません。「医療法人」という名称を使用できる者を一定の設立要件を満たし、都道府県知事の認可を受けて成立する医療法人に限定することにより、国民の医療に対する信頼を確保しようとしたものです。

本条によって、医療法人のみが医療法人という名称を独占的に利用することができるということになります。ただし、医療法人はその名称中に「医療法人」という名称を必ずしも用いなくてもよいといわれています。

医療法人の名称としては「医療法人社団〇〇会」「医療法人財団〇〇会」と称するのが一般的ですが、これは社団医療法人、財団医療法人であることを示しています。

なお、病院等を1つしか開設していない医療法人の場合では医療法人の名称を「医療法人社団〇〇病院」「医療法人社団〇〇クリニック」とすることも許容されています。

本条に違反した場合には罰則規定があり、本条に違反すると10万円以下の過料に処せられます（法第94条）。

法第40条の2

第40条の2 医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

□ 医療法人の責務

本条は、医療法人の役割、責務に関する規定です。平成18年の医療法改正により初めて盛り込まれました。

本条は、医療法人が我が国の医療提供体制の主たる担い手であるとともに、患者等から選択される立場にあることを踏まえて規定されたものですので、医療法人のあり方についての解釈指針となるものです。

本条により、医療法人は、自主的に①その運営基盤の強化を図ること、②その提供する医療の質の向上を図ること、③その運営の透明性の確保を図ること、④その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすことについての努力義務があることが明記されました。

著者紹介

表 宏機（おもて ひろき）

1970 年、兵庫県宝塚市に生まれる。

私立大阪星光学院高校、早稲田大学政治経済学部経済学科卒業。

弁護士、税理士の資格を有し、弁護士法人海星事務所のパートナー兼東京事務所長を務める。首都圏、関西圏を中心に医療法人の法律顧問として助言や指導を行いつつ、厚生労働省委託事業「医療法人制度改革に関するセミナー」の全国講師を複数年務めるなど、行政機関や医療経営者向けに医療法、医療法人制度の周知に積極的に取り組んでいる。

原田 謙司（はらだ けんじ）

1974 年、山口県防府市に生まれる。

山口県立防府高校、神戸大学法学部卒業。

弁護士の資格を有し、弁護士法人海星事務所（大阪、東京）の代表社員兼大阪事務所長を務める。顧問を務める医療法人、医療グループの社内体制整備や紛争解決に関する助言指導、民事訴訟や代理交渉、講演、研修会講師等、医療法、医療法人制度に精通した法律専門家として数多くの実績を有し、多方面に活躍している。

著者連絡先

弁護士法人海星事務所（KAISEI LPC） www.kaisei-gr.jp

〒106-0045 東京都港区麻布十番 1-10-3 モンテブラザ麻布 907

電話 03-5544-8811

〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-3-8 MF 南森町ビル 9F

電話 06-6357-1177